

国立大学法人東京農工大学職員退職手当規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(他の国立大学法人等の職員との在職期間の通算)</p> <p>第10条 職員が、引き続いて他の国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、<u>独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構及び独立行政法人大学入試センター</u>(以下「他の国立大学法人等」という。)の職員(国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構にあっては教育職職員に限る。以下同じ。)となり、その者の職員としての勤続期間が、当該他の国立大学法人等の退職手当に関する規定によりその者の当該他の国立大学法人等における職員としての勤続期間に通算されるときは、この規程による退職手当は、支給しない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>本則</p> <p>(他の国立大学法人等の職員との在職期間の通算)</p> <p>第10条 職員が、引き続いて他の国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、<u>独立行政法人大学改革支援・学位授与機構</u>、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構及び独立行政法人大学入試センター(以下「他の国立大学法人等」という。)の職員(国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構にあっては教育職職員に限る。以下同じ。)となり、その者の職員としての勤続期間が、当該他の国立大学法人等の退職手当に関する規定によりその者の当該他の国立大学法人等における職員としての勤続期間に通算されるときは、この規程による退職手当は、支給しない。</p> <p>2・3 (略)</p>	

附 則(平成28年10月14日規程第38号)

この規程は、平成28年10月14日から施行し、平成28年4月1日から適用する。